

2023年7月20日

大阪府知事 吉村 洋文様
大阪市長 横山 秀幸様
IR推進局長 坂本 篤則様

**夢洲カジノを止める大阪府民の会
平和と民主主義をともにつくる会・大阪**

〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4-2-103
担当：山川よしやす（携帯電話:090-8536-3170）
森厚子（携帯電話:090-3275-7312）

**区域整備計画の「認定」について付された7つの付帯条件を実施しないまま
夢洲IR・カジノ計画の推進、実施協定の締結を行わないことを求める要請書**

《要請趣旨》

2023年4月14日、政府は「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(以下、「区域整備計画」)」の「認定」を公示しました。その際、7つの条件が付されました。また特定複合観光施設区域整備計画審査委員会が明らかにした「審査結果報告書」によると、審査結果は657.9点(1000点満点)という低水準であり、「要求基準」についてどのように審査が行われ「認定」されたのか、その内容の記載は一切ないという酷いものでした。

私たち大阪府民・市民は、政府による「認定」そのものが極めて政治的・恣意的判断のもとで出されたと考えています。到底これを認めることはできません。

6月23日、「カジノ問題相談会(現「夢洲カジノを止める大阪府民の会」)」は、国土交通省観光庁に対し請願・要請行動に取り組み「認定」に関わる交渉を行いました。その際、「認定」の公示にあたって政府が付した「7つの条件」と「審査結果報告書」についても意見交換しました。これらはIR・カジノ計画について解決しなければならない諸課題を不十分ながら明らかにしており、極めて重要な内容を含んでいます。

夢洲の地盤沈下や土壌改良、地価と賃貸借契約などの問題、集客計画の推計における問題、公金投入と自治体の負担(ひいては住民負担)問題、地元住民への説明と双方向の意見交換・住民との合意形成の問題、ギャンブル依存症患者が実際には増大するという問題など、「区域整備計画」の「認定」にあたり解決しなければならない根本的な課題が指摘されています。

横山市長は「認定」時、「7つの条件」について「より良いIRにするため、頂いたご指摘は解決できるように取り組まねばならないと思っています」と記者会見で述べています。また、国土交通省観光庁は、今後、国交大臣による実施協定の認可を進めるうえで、「7つの条件」について注視していくと述べています。

大阪府・大阪市、IR推進局は、「7つの条件」をクリアしていくために具体的にどのような施策を検討しておられるのか。また実施協定締結までの行政スケジュールをどのように考えておられるのか、明らかにしていただきたいと考えております。

IR・カジノ「区域整備計画」の実施は、私たち大阪府民の生活に大きな影響を与えることになります。「メール問題」などのように事実を隠したり、情報をゆがめることなく大阪府・市民に知らせること。また、誠実に住民の意見を聞き、住民の合意がないまま計画を実施することのないよう強く求めます。

尚、下記《要請事項》と《質問項目》について文書回答を求めるとともに、2023年8月31日(月)に団体協議の場を設定していただくことを求めます。

よろしく願いいたします。

《要請項目》

1. 「区域整備計画」の「認定」について付された「7つの条件」を、具体的に実施すること。これを行わないまま「実施協定」を締結しないこと。
2. 「7つの条件」と「審査結果報告書」に記された課題について、どのような改善策を検討しているのか、大阪府・市民に直ちに公表すること。また「実施協定案」の内容と締結までのスケジュールを明らかにすること。

《質問項目》

1. 「区域整備計画」の「認定」に付された「7つの条件」について、今後の「実施協定」の締結に向けて大阪府・大阪市は、どのように位置付けているのか。
横山市長は、「7つの条件」について「より良いIRにするため、頂いたご指摘は解決できるように取り組まねばならない」としているが、その後、どのように具体化されているのか。
2. 「7つの条件」のうち、以下について説明を求めます。大阪府・大阪市や大阪府議会・大阪市会としてどう取り組むのかを含め、ご回答いただきたい。

①条件5

「地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」について。

- (1) いまだ、双方向の対話の場はもたれていない。どのように計画されているのか。
- (2) 住民から自主的な「大阪府民公聴会・説明会」などが提案された場合、大阪府、大阪市、あるいはIR推進局として説明の場にご参加いただけるか否か。

②条件2

「効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること」「特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に取り組むこと」について。

- (1) 推計データの一部に「過大推計となるおそれ」が指摘されている。政府に提出した推計データの根拠を実際のデータと共に明らかにされたい。また精緻化にどう取り組んで実施計画を提出したのか示すこと。国内客、外国人旅行者の推計データの根拠についても説明を求める。
- (2) 依存症の人が増えることでしかカジノ収入は上がらない、との専門家の意見もある。依存症を起こさせないで集客できる計画と言えるものか見解を求める。

③条件4

「地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと」について。

- (1) 「想定以上の沈下が進行した場合などの対応」が指摘されているが、具体的に「想定以上」とはどの程度の沈下が想定されているのか。具体的に1年間の沈下数値に換算し、最大限度で何メートルを想定しているのか。
- (2) 現在計画している軟弱地盤工事計画の妥当性、工法、根拠について明らかにしていただきたい。また土壌汚染についての後発事由の予測をどのように考えているのか、明らかにされたい。
- (3) 審査結果報告書にある「後発事由で発生 of 所要費用分担」について、大阪府・大阪市とIR事業者との合意形成は、現在どのように考えられているのか明らかにされたい。
- (4) 災害発生時に予測される問題への対策、避難の対応について、市民の不安の声に応えられるように説明を求める。

④条件6

「十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)の

制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして 実効性を持って取り組むこと」「実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること」について。

(1) 大阪市会、大阪府議会で「大阪IR推進」決議が可決された。大阪府はこれまで「ギャンブル等依存症対策研究会」を設置してきましたが、6月には「ギャンブル等依存症対策アドバイザー」体制へと移行している。IR事業者による依存症防止対策や大阪府・大阪市とIR事業者との連携協力体制など掲げているが、実質的にカジノ依存症の拡大を前提としている。

どのように対策を具体化しようとしているのか。また大阪府下の高校への予防啓発授業実施について、誰がどのような内容で実施しようとしているのか、明らかにしていただきたい。

(2) 夢洲カジノは電子ゲーム機が6400台と、海外のカジノ施設に比して台数が各段に多く、当初云われてきた「社交の場」であることとは程遠い。電子ゲーム機の方が依存の危険度が高いというのが知見であるが、この点についてどのような認識を持っておられるのか、また何がしかの対策の検討はされているのか。

3. 2025年の大阪・関西万博の開幕まで2年に迫る中、海外などの国・地域が費用を負担する約50施設について大阪市への許可申請が行われていないことが明らかになった。資材高騰や建設工事に関わる人材不足などは今後も続くことが予測され、工事の遅滞を取り戻すためより一層の建設費が膨れ上がる可能性も指摘されている(当初1250億円の見込みは、現在1.5倍の1850億円)。

大阪・関西万博開催と関連し、IR・カジノ開業について以下質問する。

(1) 関西万博の建設工事が遅延し、今後の建設費は当初予算見込みよりも増額され自治体の負担分は増えると考えられる。また関西万博の開催により、万博会場に隣接するIR・カジノ建設予定地の地価は現在の鑑定額より当然高騰すると予測される。その場合、IR事業者との間で結ばれる「実施協定案」の内容、土地の賃貸借契約の料金などにどのような影響があると想定しているか。

(2) 関西万博の建設工事の遅滞による、いわゆる「突貫工事」は、現在進められているIR・カジノ建設予定地の工事計画にも大きく影響するものとする。工事の進捗と今後の計画変更などあれば、具体的に明らかにしていただきたい。

(3) 夢洲IR・カジノ用地に関する不動産鑑定をめぐって以下、明らかにしていただきたい。

① 情報公開請求がなされた関連文書について、当初は「担当職員が削除したため不存在」とされていた。しかし最近になり、IR用地の不動産鑑定に関する198通のメールが存在していることが明らかになった。大阪市条例は、請求のあった時点で存在するものは公開文書としてその公開を義務付けている。

これらのメールは、公開請求のあった後に、「削除」されたことを確認したとされているがこれは事実か。事実であれば、なぜこのような事態となったのか。意図的な「削除」指示はなかったのか明らかにしていただきたい。

② 「区域整備計画」について土地の賃貸料(IR事業者の賃料428円/㎡・月額)について、現在、借地権設定契約差止住民訴訟で係争中である。これは審査委員会が審査する「要求基準」に関係するものとする。

この点が明らかにならない中で進められた審査は不備であるとする。また今後、賃貸借料金の見なおしは検討されているのか。見解を求める。

4. 7月14日、大阪府と大阪市は、大阪夢洲IR・カジノについて、事業者との基本協定の解除期限を7月13日から、9月末日まで延長したことを発表した。また7月13日、「ギャンブル依存症問題を考える会」は、国に対し夢洲区域整備計画の「認定」取り消しと執行停止を求める審査請求を行った。これに関連し、以下質問する。

(1) MGMリゾート・インターナショナルのエド・パウアーズ氏は4月14日の区域整備計画の「認定」以降、「新たなマイルストーンに到達した」と語り「実施協定」に向けた動きが進むかのように報道されていた。しかし現在、事業者との基本協定の解除期限は、「国による整備計画の認定が遅れたことによる」との理由で延長され、具体的な建設計画や開業時期などを定める「実施協定」の締結に向けた協議が合意に至らなかったと報道されて

いる。延期協議において、どのような課題が出されているのか具体的に明らかにしていただきたい。

(2)7月13日、夢洲IR・カジノ整備計画について、公益社団法人「ギャンブル依存症問題を考える会」が、計画を「認定」した国、国土交通省観光庁に対し、行政不服審査法に基づき「認定」取り消しと執行停止を求める審査請求を行った。運営に関わるMGMリゾート・インターナショナルの「マネーロンダリング(資金洗浄)の疑い」「オンラインカジノによる犯罪収益を取り込んでいる可能性」を指摘している。MGM日本法人はホームページで「一部団体による主張は事実無根であり、全く容認できない」と反論しているが、同社は2022年9月、違法なオンラインカジノを運営していたレオベガス社を買収している。これが事実であれば、IR整備法に抵触するものと考えられる。吉村大阪府知事は、「MGMはこれまで認定に関して違法となることはしていない」と述べているが、その根拠は何か答えていただきたい。また「認定」と関係なく、MGM社が買収したレオベガス社について、買収時点で2000万ドル(約28億円)の犯罪収益を得ていたとされることについてどのように考えているか。現在は、犯罪収益事業をしていないという証明はどのようになされているのか、明らかにしていただきたい。見解を求める。

以上。

2023年7月16日、「要請書」作成